

規則

知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例に基づき市町村が処理する事務の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十八年三月三十一日

埼玉県知事 上 田 清 司

埼玉県規則第五十号

知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例に基づき市町村が処理する事務の範囲を定める規則の一部を改正する規則

知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例に基づき市町村が処理する事務の範囲を定める規則（平成十二年埼玉県規則第五号）の一部を次のように改正する。

第一条中「第百二項 9、第百三項 9、第百五項 第二号 3 及び 第五号 2、第百六項 4、第百八項 7 並びに 第百十二項 第十一号 9」を「第百三項 9、第百四項 9、第百六項 第二号 3 及び 第五号 2、第百七項 4、第百九項 7 並びに 第百十三項 第十一号 9」に改め、同条の表第十号上欄中「別表第百二項 9」を「別表第百三項 9」に改め、同表第十一号上欄中「別表第百三項 9」を「別表第百四項 9」に改め、同表第十二号上欄中「別表第百五項 第二号 3」を「別表第百六項 第二号 3」に改め、同表第十三号上欄中「別表第百五項 第五号 2」を「別表第百六項 第五号 2」に改め、同表第十四号上欄中「別表第百六項 4」を「別表第百七項 4」に改め、同表第十五号上欄中「別表第百八項 7」を「別表第百九項 7」に改め、同表第十六号上欄中「別表第百十二項 第十一号 9」を「別表第百十三項 第十一号 9」に改め、同表第十七号上欄中「別表第百十二項 第十二号 11」を「別表第百十三項 第十二号 11」に改める。

第四条中「別表第百十二項 第一号 6」を「別表第百十三項 第一号 6」に改め、同条の表第一号上欄中「別表第百十二項 第一号 6」を「別表第百十三項 第一号 6」に改め、同表第二号上欄中「別表第百十二項 第二号 6」を「別表第百十三項 第二号 6」に改め、同表第三号上欄中「別表第百十二項 第三号 7」を「別表第百十三項 第三号 7」に改め、同表第四号上欄中「別表第百十二項 第四号 7」を「別表第百十三項 第四号 7」に改め、同表第五号上欄中「別表第百十二項 第五号 6」を「別表第百十三項 第五号 6」に改め、同表第六号上欄中「別表第百十二項 第六号 6」を「別表第百十三項 第六号 6」に改め、同表第七号上欄中「別表第百十二項 第七号 13」を「別表第百十三項 第七号 13」に改め、同表第八号上欄中「別表第百十二項 第十三号」を「別表第百十三項 第十三号」に改める。

附 則

この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。